

## 福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会 募金・協賛推進基本計画

福井しあわせ元気国体および福井しあわせ元気大会（以下「大会」という。）の開催にあたり、県民総参加の大会を実現するとともに、県内外の幅広い協力を得て大会の周知と開催気運の醸成を図るため、募金、協賛を推進する。

### 1 募金の名称

募金の名称は、「福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会募金」（以下「募金」という。）とし、愛称を「はぴりゅう募金」とする。

### 2 募金の種類

募金の種類は、次のとおりとする。

#### (1) 個人募金

広報紙、各種メディア、リーフレット等を活用し、広く一般県民に募金を呼びかける。

#### (2) 職場募金

企業・団体等に勤務する個人に対し、職場単位の募金を呼びかける。

#### (3) 募金箱募金

県および市町の関係機関をはじめ、企業・団体等の協力を得て、幅広く募金箱を設置する。

#### (4) イベント募金

各種イベントでの広報活動と連動した募金活動を実施する。

#### (5) 企業・団体募金

協賛と併せて、企業・団体による募金を呼びかける。

#### (6) その他の募金

マスコットキャラクターを活用した各種グッズの販売を実施し、その売上げの一部を募金に充当する。

### 3 募金の目標額

募金の目標額は、4 億円とする。

### 4 募金の実施期間

募金の実施期間は、平成 27 年 8 月 17 日から平成 30 年 10 月 31 日までとする。

### 5 募金の対象者

募金の対象者は、県内外の企業・団体および個人とする。

### 6 募金の受入れおよび使途

募金は福井県が寄附金として受け入れ、「スポーツふくい基金」に積み立てるものとし、大会のボランティア、県民運動に要する経費など大会の開催経費に充てるものとする。

## 7 謝意表明の実施

一定額以上の寄附者に対しては、感謝状や記念品の贈呈等による謝意表明を実施することとし、その実施方法については別に定める。

## 8 協賛の名称

協賛の名称は、「福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会協賛」とする。

## 9 協賛の種類

協賛の形態は、次のとおりとする。

### (1) 国体パートナー

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会（以下「準備委員会」という。）に対して、1,000万円の協賛金を提供する企業・団体

### (2) オフィシャルスポンサー

準備委員会に対して、500万円の協賛金を提供する企業・団体

### (3) オフィシャルサポーター

準備委員会に対して、100万円以上500万円未満の協賛金を提供する企業・団体

### (4) オフィシャルサプライヤー

準備委員会に対して、準備委員会が指定する100万円相当額以上の物品等（以下「提供物品」という。）を提供する企業・団体

### (5) 大会協力企業

準備委員会に対して、準備委員会が必要と認めた10万円相当額以上の物品等（以下「提供物品」という。）を提供する企業・団体

## 10 協賛金の目標額

協賛金の目標額は、1億円とする。

## 11 協賛の特典

準備委員会は、協賛の対価として、別表に定める特典を付与するものとする。

## 12 協賛の募集期間

協賛企業・団体の募集期間は、次のとおりとする。

### (1) 国体パートナー・オフィシャルスポンサー・オフィシャルサポーター

平成27年8月17日から平成30年3月31日まで

### (2) オフィシャルサプライヤー・大会協力企業

平成27年8月17日から大会終了まで

## 13 協賛金の収納期間

「8 協賛の種類」に定める協賛金等の収納期間は、原則、次のとおりとする。

### (1) 国体パートナー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルサポーター

平成28年4月1日から平成30年6月30日まで

### (2) オフィシャルサプライヤー、大会協力企業

平成28年4月1日から大会終了まで

14 協賛企業・団体との契約

準備委員会は、協賛企業・団体と、協賛金等の支払いまたは提供時期、特典内容等を明示した契約を締結する。

15 協賛金等の受入れおよび使途

協賛金等は準備委員会が受け入れ、協賛企業の広告を掲載した広報活動や大会運営に使用する。

16 その他

- (1) 準備委員会は、会場地市町および競技団体と協力して募金活動を推進する。
- (2) 会場地市町の準備委員会および競技団体が協賛制度を実施する場合は、企業・団体の混乱を避けるため、「福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会協賛」と類似する名称を使用しないものとする。
- (3) この基本計画に定めるもののほか、募金および協賛の推進に必要な事項は、別に定める。

別表（9 協賛の特典関係）

	特典の内容
国体パートナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「国体パートナー」の呼称使用权</li> <li>② 国民体育大会標章の広告使用权</li> <li>③ 大会愛称、大会マスコットの広告使用权</li> <li>④ 国民体育大会標章、大会愛称、大会マスコットのマーチャンダイジング権</li> <li>⑤ 総合開・閉会式会場内へのPR看板掲出</li> <li>⑥ 市町競技会場内におけるPR看板掲出</li> <li>⑦ 市町競技会場周辺におけるPR看板掲出</li> <li>⑧ 県準備委員会会長が記者会見を行う際のバックボードへの企業・団体ロゴの掲出</li> <li>⑨ 大会ウェブサイトへの企業・団体ロゴの掲出およびリンク設定</li> <li>⑩ 総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載</li> <li>⑪ 総合開・閉会式会場周辺の歓迎のぼり等への企業・団体ロゴの掲出</li> <li>⑫ 総合開・閉会式会場等におけるPRブース出展権</li> <li>⑬ 新聞、テレビ、ラジオへの広告</li> <li>⑭ 大会広報紙等への企業・団体ロゴの掲載</li> <li>⑮ 輸送用バスのフロントマスクへの企業・団体ロゴの掲出</li> <li>⑯ 国体パートナー独自の協賛内容…日本体育協会が実施</li> <li>⑰ 総合開・閉会式会場内での自社製品・広告のサンプリング</li> <li>⑱ 総合開・閉会式会場における物販ブースの出展に関わる権利</li> <li>⑲ 市町競技会場における企業協賛および物販ブースの出展に関わる権利</li> <li>⑳ 市町競技会において出場選手が着用するゼッケンやナンバーカード等に企業・団体ロゴを掲出する「ゼッケンスポンサー・ナンバーカードスポンサー等」に協賛できる権利</li> </ul>
オフィシャルスポンサー	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「オフィシャルスポンサー」の呼称使用权</li> <li>② 大会愛称、大会マスコットの広告使用权</li> <li>③ 大会愛称、大会マスコットのマーチャンダイジング権</li> <li>④ 総合開・閉会式会場内へのPR看板掲出</li> <li>⑤ 市町競技会場周辺におけるPR看板掲出</li> <li>⑥ 県準備委員会会長が記者会見を行う際のバックボードへの企業・団体ロゴの掲出</li> <li>⑦ 大会ウェブサイトへの企業・団体ロゴの掲出およびリンク設定</li> <li>⑧ 総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載</li> <li>⑨ 総合開・閉会式会場周辺の歓迎のぼり等への企業・団体ロゴの掲出</li> <li>⑩ 総合開・閉会式会場等におけるPRブース出展権</li> <li>⑪ 新聞、テレビ、ラジオへの広告</li> <li>⑫ 大会広報紙等への企業・団体ロゴの掲載</li> <li>⑬ 輸送用バスのフロントマスクへの企業・団体ロゴの掲出</li> <li>⑭ 総合開・閉会式会場内での自社製品・広告のサンプリング</li> </ul>

	特典の内容
オフィシャルサポーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「オフィシャルサポーター」の呼称使用権</li> <li>② 大会愛称、大会マスコットの広告使用権</li> <li>③ 大会愛称、大会マスコットのマーチャンダイジング権</li> <li>④ 市町競技会場周辺におけるPR看板掲出</li> <li>⑤ 県準備委員会会長が記者会見を行う際のバックボードへの企業・団体ロゴの掲出</li> <li>⑥ 大会ウェブサイトへの企業・団体ロゴの掲出およびリンク設定</li> <li>⑦ 総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載</li> </ul>
オフィシャルサプライヤー	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「オフィシャルサプライヤー」の呼称使用権</li> <li>② 大会愛称、大会マスコットの広告使用権</li> <li>③ 市町競技会場周辺におけるPR看板掲出</li> <li>④ 大会ウェブサイトへの企業・団体ロゴの掲出およびリンク設定</li> <li>⑤ 総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載</li> <li>⑥ 提供物品等への企業・団体名の掲出</li> </ul>
大会協力企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「大会協力企業」の呼称使用権</li> <li>② 大会愛称、大会マスコットの広告使用権</li> <li>③ 大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出</li> <li>④ 総合プログラム、ガイドブックへの企業・団体名の掲載</li> <li>⑤ 提供物品等への企業・団体名の掲出</li> </ul>

※PR看板、総合プログラム等への広告掲載については、協賛の種類によって大きさ等が異なる。